

介護保険 情報 コーナー

平成19年度の介護保険の状況についてお知らせします

介護保険制度は、平成18年度から「介護予防」と「自立支援」を重視したものに生まれかわり、新たな取り組みが開始されています。

今回は、平成19年度の雲南地域の介護保険の状況を、平成17年度、平成18年度の実績などと比較しながらみていきます。雲南広域連合では、こういった近年の状況を踏まえながら、今後も安心した介護サービスが利用できるような必要な見直し等の措置を行います。

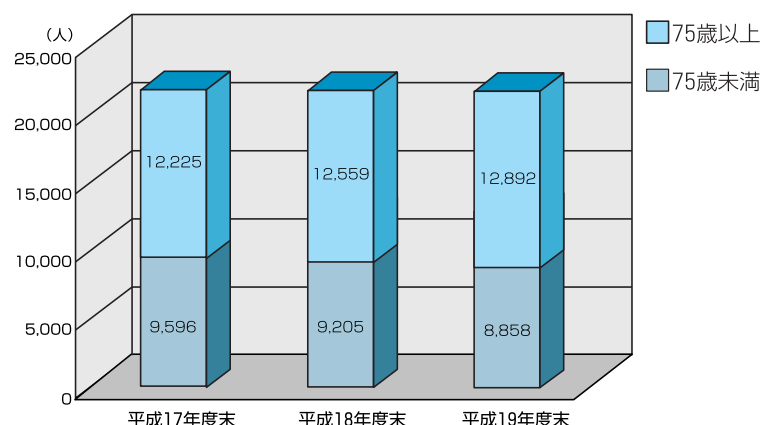


1. 第1号被保険者（65歳以上の方）数の状況についてみてみましょう。

第1号被保険者の各年度末の人数を比較（表1）すると、平成17年度末は21,821人、平成18年度末は21,764人、平成19年度末は21,750人と推移しています。

また、第1号被保険者のうち75歳以上の方の各年度末の人数を比較すると平成17年度末は12,225人、平成18年度末は12,559人、平成19年度末は12,892人と推移しており、第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合は毎年増加しています。

被保険者数の推移

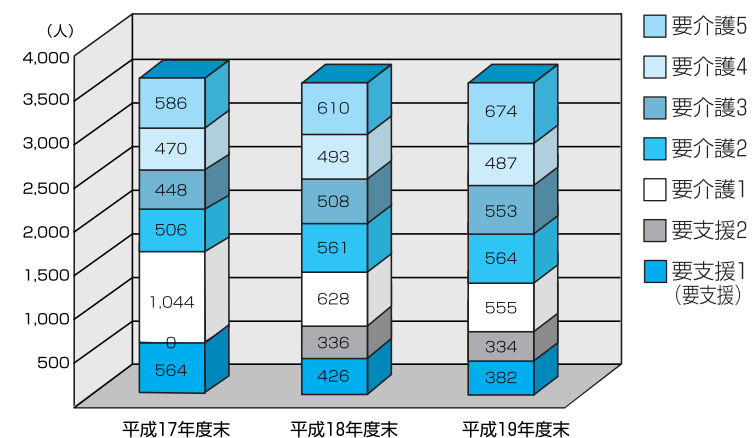


2. 第1号被保険者（65歳以上の方）の認定状況についてみてみましょう。

要支援、要介護の各年度末の認定者数（認定率）を比較すると、平成17年度末は3,618人（認定率16.58%）、平成18年度末は3,562人（認定率16.37%）平成19年度末は3,549人（認定率16.32%）、と推移しています。

また、認定者に占める各介護度の割合を比較すると、中重度の認定者（要介護3から要介護5と認定された方）の割合が毎年増加し、平成19年度末には、認定者数の内64.19%を占めています。

認定者数の推移



議会報告

5月30日、平成20年第1回雲南広域連合議会臨時会を開催しました。この議会には次の議案を提出し、原案のとおり可決されました。

議決された事項

○職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成20年3月までとしていた職員給与の減額を20年度も引き続き減額するものです。



児童・生徒韓国交流派遣事業について

雲南広域連合では、財団法人しまね国際センターが実施する第20回日韓親善「島根少年の翼」に参加する雲南地域の小学5・6年生と中学生を対象に、韓国交流派遣事業として参加費の助成をします。

この事業は、雲南広域連合が策定した「雲南地区ふるさと市町村圏計画」の大きなテーマの一つである「人づくり」のうち、地域を担う人材を育成するため実施するものです。

これまでの参加状況は平成18年度は18名、19年度は27名の参加がありました。今年度は「体験学習（環境）と交流」をテーマに8月18日～22日の4泊5日で30名の児童・生徒が参加する予定で、自然と人間との関わりを理解し、体験を通して相互理解を深めながら共通の課題を考え、また野外活動を含む共同生活体験を通して、持続可能な社会づくりのために活躍できる地球市民意識と必要なパートナーシップの育成を目指します。

昨年の韓国でのようす



介護保険情報コーナー

介護保険料滞納者への 給付制限について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、介護保険料を滞納されると、介護サービス利用者に対して、滞納期間に応じて次の給付制限を行います。
介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

○第1号被保険者(65歳以上)の方の場合

・納期限から1年以上滞納されると

介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。広域連合は、利用者の申請により、後で保険給付分(9割)を支払います(給付費の償還払い)。

・納期限から1年6か月以上滞納されると

保険給付の一部、または全部を一時的に差し止めます。それでもなお納付がない場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を差し引きます。

・納期限から2年以上滞納されると

保険料の未納期間に応じて、利用者負担割合を1割から3割に引き上げます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

○第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の場合

要介護認定等の申請をされた時点で、医療保険料(国民健康保険や健康保険)の滞納がある場合は、給付費の支払方法を償還払いに変更したり、給付費の一時差し止めを行います。

※現在サービスを利用されていない方については、地方税法にもとづき、差押などの滞納処分を行う場合があります。また、現在要介護・要支援認定を受けていない方でも、新たに認定を受けた時点で、過去の保険料滞納状況に応じて、上記の給付制限を行います。

※災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがありますので、納付が難しいときは雲南広域連合または各市町介護保険担当までご相談ください。

3. 介護サービス等の給付状況についてみてみましょう。

各年度の介護サービス等の給付状況を比較(表3)すると、給付費総額は平成17年度から平成18年度にかけておよそ6,794万円の増、平成18年度から平成19年度にかけてはおよそ2億8,899万円の増となっており、また、伸び率は平成17年度から平成18年度にかけては1.29%の伸び、平成18年度から平成19年度にかけては5.43%の伸びとなっており、毎年増加しています。

主なサービスの状況をみると、通所サービスは、通所介護事業所の増加により増額となりました。

訪問サービスは、事業所数の減少により件数、給付費とも減少しました。

特定入所者生活介護サービスは、平成18年10月より開始した養護老人ホームの介護サービス利用者が大幅に増えたため増額となりました。

地域密着型サービスは、今までの認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護サービスに加え、平成19年度より小規模多機能型居宅介護サービスが開始され大幅に増額しました。

施設サービスは、施設の増床により増額となりました。

高額介護サービスは、サービス利用件数の増に伴い前年比10.58%の増額となりました。

特定入所者介護サービスは、サービス対象者が伸びたため増額となりました。

市町村特別給付は、平成18年度より雲南広域連合独自で開始され、制度の定着化により件数、給付費とも大幅に伸びました。



表3 介護(介護予防)サービスの利用状況

| サービス名 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | |
|---------------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 件数 | 給付費(千円) | 件数 | 給付費(千円) | 件数 | 給付費(千円) |
| 訪問サービス | 11,184 | 345,597 | 11,143 | 347,571 | 10,559 | 324,480 |
| 通所サービス | 17,676 | 949,775 | 17,713 | 917,377 | 17,619 | 967,586 |
| 短期入所サービス | 4,098 | 288,960 | 4,078 | 270,734 | 4,359 | 294,357 |
| 福祉用具・住宅改修サービス | 12,260 | 202,921 | 11,629 | 198,161 | 11,041 | 191,324 |
| 特定施設入居者生活介護 | 76 | 13,133 | 524 | 53,047 | 1,185 | 134,669 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 562 | 127,114 | | | | |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 23,264 | 203,784 | 23,776 | 242,001 | 23,420 | 233,249 |
| 地域密着型サービス | | | 1,752 | 262,867 | 2,512 | 363,579 |
| 施設サービス | 10,566 | 2,954,806 | 10,713 | 2,677,536 | 10,796 | 2,722,435 |
| 高額介護サービス | 7,347 | 53,722 | 8,217 | 80,235 | 9,105 | 88,726 |
| 特定入所者介護サービス | 4,511 | 106,837 | 10,846 | 263,144 | 11,258 | 276,848 |
| 市町村特別給付 | | | 62 | 1,918 | 173 | 6,333 |
| 合計 | 91,544 | 5,246,649 | 100,453 | 5,314,591 | 102,027 | 5,603,586 |